

この度は、「一宮町2018得々お買物券」の取扱店にご登録いただきありがとうございます。ご登録いただきありがとうございます。「一宮町2018得々お買物券」は、下記取扱店要領によりお取扱ください。

「一宮町2018得々お買物券」の取扱店要領

*お客さま(お買物券利用者)へのご対応

利用期間	平成30年7月6日(金)～平成30年12月31日(月) ※1
券面金額	500円(1枚) 現金と同等にお取扱ください。 ※2
お釣銭	原則としてお釣り銭はお出しません。(券面裏面に記載します。)

※1 平成31年1月1日以降、お買物券はお客様から受け取らないようにしてください。

※2 「一宮町2018得々お買物券」は一冊22枚綴。

*お客様が利用された「一宮町得々お買物券」の換金について

換金場所	一宮町商工会事務所 (電話) 42-3089
換金期間	平成30年7月10日(火)～平成31年1月15日(火)
換金日時	原則毎週火曜日の午前中(ただし、商工会休業日をのぞく) 最終換金日は平成31年1月15日(火) ※3
換金手数料	なし。(振込手数料もかかりません。)
換金時の注意	「一宮町得々お買物券」の裏面には、 <u>取扱店名の記載</u> が必要です。お客様から預かった全ての「一宮町得々お買物券」を1枚ずつバラバラに離し、裏面の所定枠欄に <u>取扱店名を記載(社判押印または手書き記入)</u> をしてください。計数機使用のため、冊子のままでの取扱いはできません。1枚ずつバラバラした状態で輪ゴム等でまとめてお持ちください。(のり・ホチキス等では、まとめないでください。)
換金手続	「換金依頼書」に <u>記名・押印と必要事項を記入</u> し、「一宮町得々お買物券」と一緒にご提出ください。また、 <u>必ず印鑑</u> をご持参ください。換金依頼書は商工会に用意してあります。(ダウンロードもできます。)
換金等について	取扱店登録申込書に記載された口座へ <u>4営業日以内に振込み</u> ます。小切手を希望された登録店には、千葉銀行(一宮支店)の線引小切手をお渡しします。

※3 平成31年1月16日(水)以降の換金はできません。ご注意ください。

*申込時にお渡しするもの

①得々お買物券見本	A4版 2部 (裏面 換金依頼書の記載について)
②取扱店ポスター (取扱店証)	A2版 2部 お客様のわかりやすい場所に必ず <u>掲示</u> してください。
③換金依頼書	2部 商工会事務所にもご用意いたします。 (ダウンロードもできます。)
④アンケート	「一宮町2018得々お買物券取扱店アンケート」1枚

※アンケート調査への協力依頼について

「一宮町2018得々お買物券」が地域の消費喚起にどのような効果をもたらしたか、また事業継続のため、アンケート調査にご協力いただきます。

「一宮町2018得々お買物券取扱店アンケート」に平成30年12月31日以降ご回答の上、平成31年1月15日(火)までにご提出をお願いします。(換金時等に提出してください。)

その他のお知らせ、変更事項等はホームページ(「一宮町2018」で検索)をご覧ください。 「一宮町2018得々お買物券ホームページ」

この度は、「一宮町2018得々お買物券」の取扱店にご登録いただきありがとうございます。ご登録いただきありがとうございます。「一宮町2018得々お買物券」は、下記取扱店要領によりお取扱ください。

「一宮町2018得々お買物券」の取扱店要領

*お客さま(お買物券利用者)へのご対応

利用期間	平成30年7月6日(金)～平成30年12月31日(月) ※1
券面金額	500円(1枚) 現金と同等にお取扱ください。 ※2
お釣銭	原則としてお釣り銭はお出しません。(券面裏面に記載します。)

※1 平成31年1月1日以降、お買物券はお客様から受け取らないようにしてください。

※2 「一宮町2018得々お買物券」は一冊22枚綴。

*お客様が利用された「一宮町得々お買物券」の換金について

換金場所	一宮町商工会事務所 (電話) 42-3089
換金期間	平成30年7月10日(火)～平成31年1月15日(火)
換金日時	原則毎週火曜日の午前中(ただし、商工会休業日をのぞく) 最終換金日は平成31年1月15日(火) ※3
換金手数料	なし。(振込手数料もかかりません。)
換金時の注意	「一宮町得々お買物券」の裏面には、 <u>取扱店名の記載</u> が必要です。お客様から預かった全ての「一宮町得々お買物券」を1枚ずつバラバラに離し、裏面の所定枠欄に <u>取扱店名を記載(社判押印または手書き記入)</u> をしてください。計数機使用のため、冊子のままでの取扱いはできません。1枚ずつバラバラした状態で輪ゴム等でまとめてお持ちください。(のり・ホチキス等では、まとめないでください。)
換金手続	「換金依頼書」に <u>記名・押印と必要事項を記入</u> し、「一宮町得々お買物券」と一緒にご提出ください。また、 <u>必ず印鑑</u> をご持参ください。換金依頼書は商工会に用意してあります。(ダウンロードもできます。)
換金等について	取扱店登録申込書に記載された口座へ <u>4営業日以内に振込み</u> ます。小切手を希望された登録店には、千葉銀行(一宮支店)の線引小切手をお渡しします。

※3 平成31年1月16日(水)以降の換金はできません。ご注意ください。

*申込時にお渡しするもの

①得々お買物券見本	A4版 2部 (裏面 換金依頼書の記載について)
②取扱店ポスター (取扱店証)	A2版 2部 お客様のわかりやすい場所に必ず <u>掲示</u> してください。
③換金依頼書	2部 商工会事務所にもご用意いたします。 (ダウンロードもできます。)
④アンケート	「一宮町2018得々お買物券取扱店アンケート」1枚

*アンケート調査への協力依頼について

「一宮町2018得々お買物券」が地域の消費喚起にどのような効果をもたらしたか、また事業継続のため、アンケート調査にご協力いただきます。

「一宮町2018得々お買物券取扱店アンケート」に平成30年12月31日以降ご回答の上、平成31年1月15日(火)までにご提出をお願いします。(換金時等に提出してください。)

その他のお知らせ、変更事項等はホームページ(「一宮町2018」で検索)をご覧ください。 「一宮町2018得々お買物券ホームページ」